

令和8年度荒川区保育施設等指導監査実施方針

1 基本方針

荒川区は、令和7年3月に策定した「荒川区子ども・若者総合計画」において、すべての子ども・若者が将来にわたって夢や希望にあふれる社会を目指し、「自分らしくいきいきと暮らせるまちあらかわ」を基本理念に掲げ、子ども・若者やその家族への支援施策を推進している。また、令和8年3月に更新を行った「荒川区就学前教育プログラム」においても、未来の希望である子どもたちの笑顔があふれる地域社会の実現に向け、教育・保育環境の整備に取り組んでいる。

近年、子どもを取り巻く保育環境においては、不適切な保育の未然防止や重大事故の発生防止に向けた安全管理体制の構築が社会的に求められている。加えて、区が目指す、すべての子どもの最善の利益の実現という観点からも、保育施設等において、子どもの人権を尊重し、安全に配慮した保育の質を担保するために、指導監査が果たすべき役割は大きい。

これらを踏まえ、一般指導監査では、法令や指導監査基準等に照らして適正な施設管理体制が構築されているかを確認し、必要に応じて改善指導等を行い、保育施設等の適正な運営を確保することに主眼を置いて実施する。

なお、令和7年10月1日施行の改正児童福祉法を踏まえ、重大な法令違反や虐待など、不適切なサービス提供の疑いが生じた場合には、関係所管課等と連携を図りつつ、児童福祉施設の社会的使命に対する信頼の維持・確保及び利用者保護の観点から、速やかに特別指導監査を実施する。

2 一般指導監査の重点項目

(1) 運営管理関係

ア 職員の確保及び処遇

- (ア) 職員配置基準に定める職員の員数及び資格を満たしているか。
- (イ) 職員の雇用契約書、出退勤記録等が適正に整備されているか。
- (ウ) 職員の健康診断や労働条件に係る運用が適正に行われているか。
- (エ) 職員の資質向上のための取組が適切に行われているか。

イ 安全対策の徹底

- (ア) 安全計画に基づく安全措置（研修及び訓練等）が行われているか。
- (イ) 消防計画に基づく避難訓練・消火訓練等の安全対策が行われているか。

(2) 保育内容関係

ア 保育所保育指針の徹底

- (ア) 子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人一人の人格を尊重した適切な保育が行われているか。
- (イ) 保育所保育指針に基づく全体的な計画及び指導計画が作成されているか。

(ウ) 不適切な保育の未然防止策や発生時の適切な対応のための取組が行われているか。

(エ) その他、保育所保育指針に基づいた保育が行われているか。

イ 子ども一人一人に応じた保育の徹底

(ア) 子どもの健康状態が適正に把握されているか。

(イ) アレルギー疾患を有する子ども等の状況に応じた食事が適正に提供されているか。

(ウ) 子どもへの虐待について、適切に対応されているか。

ウ 安全対策の徹底

(ア) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策が徹底されているか。

(イ) 食事時の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

(ウ) プール活動・水遊びや園外保育時、その他保育中の事故防止への配慮が行われているか。

(エ) 上記(ア)～(ウ)にかかる事故発生時の適切な対応や再発防止に向けた検証が行われているか。

(オ) 食中毒・感染症予防対策が徹底されているか。

(3) 会計経理関係

ア 適切な会計処理の徹底

(1) 会計基準等に基づいた適正な会計処理が行われているか。

(2) 計算書類等が適正に作成されているか。

(3) 資金移動等に係る経理は、関係通知に基づき適正に行われているか。

(4) 保育所単位での資金管理（積立資金含む）が適正に行われているか。

(5) 実費徴収（保護者負担金等）について書面による周知が適正に行われているか。

イ 管理組織の確立

(ア) 会計責任者と出納職員を区分するなど、内部牽制体制が確保されているか。

(イ) 資産管理が適正に行われているか。

ウ 契約事務の適正化

(ア) 契約内容が文書化され、契約の正当性が確認できる取組が行われているか。

(イ) 契約手続きが入札の実施により適正に行われているか。また、関係通知等に基づいた随意契約の実施による透明性が確保されているか。

3 特別指導監査の重点項目

(1) 運営管理関係

法令等を遵守した施設運営が行われているか。

(2) 保育内容関係

子どもの心身の健全な発達を図るものとして、保育内容が良質かつ適切なものとなっているか。

(3) 会計経理関係

会計基準や関係通知に基づいた適切な事務処理が行われ、施設の運営に要する費用が適正に使われているか。

4 実施内容

(1) 対象施設（事業の場合にはその事業所）

- ア 認可保育所（保育所型認定こども園含む）
- イ 一時預かり事業
- ウ 家庭的保育事業
- エ 小規模保育事業
- オ 病児保育事業
- カ 乳児等通園支援事業

(2) 実施形態

ア 一般指導監査

(ア) 実施方法

日程を決め、施設に赴き実施する。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。ただし、区内に複数の施設を設置運営する法人等については、監査を実施する施設及び事項について事前に通知を行い、複数施設に関して一括して監査を行う場合がある。

(ウ) 班編成

1 監査班当たりの監査員は、原則として係長級以上の者を含む職員 2 名以上とする。ただし、施設の状況により適宜体制を再編し実施する。

(エ) 実施通知

「荒川区児童福祉施設等指導監査実施要綱」（令和 2 年 7 月 1 日制定）第 9 条第 1 項の規定に基づき通知する。ただし同条第 2 項の規定に基づき、施設の運営に問題が生じた場合又は通報等で問題があると認められる場合は、一般指導監査開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

イ 特別指導監査

(ア) 実施方法

施設、事業者等が関係法令もしくは事業者等の定款に違反しているとき、その運営が著しく適性を欠くために経営等に重大な支障を及ぼす疑いがあるとき、一般指導監査による改善の措置が認められないときに、特定の監査事項を定め実地にて重点的に監査を行う。

(イ) 実施単位

施設を単位として実施する。

(ウ) 班編成

原則として課長級以上の職にある者を長とする職員3名以上で監査班を編成することとし、課長級以上の職にある者を除く職員のうち1名以上は係長級以上の職にあるものとする。

(エ) 実施通知

一般指導監査に準じて事前に文書により行う。ただし、特別指導監査の目的及び効果を勘案し、当該監査の開始時に文書を提示するなどの方法により行うことができる。

5 関係団体等との連携

(1) 国及び東京都との連携

必要に応じて指導監査に係る情報の交換を行う。

(2) 社会福祉法人の所轄部署との連携

ア 社会福祉法人が運営する施設の指導監査に当たっては、その所轄部署と適宜情報交換するなど必要な連携を行う。

イ 社会福祉法人及び当該社会福祉法人が運営する施設の指導監査結果等については、相互に必要な情報の交換を行う。

(3) 施設等の運営及び認可所管部署との連携

ア 指導監査の結果、違反疑義等が認められた場合は、運営及び認可所管部署と連携し、必要な措置を行う。

イ 通報・苦情・相談等に基づき重大な違反等が疑われるため、運営及び認可所管部署より指導監査等の依頼があった場合は、機動的に対応する。

6 確認監査との同日実施について

子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設等に対する確認監査について、児童福祉法に基づく保育施設等に対する施設監査と同日に実施する。